

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為（他人に害を及ぼす行為をいう。以下同じ。）を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによつて、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もつてその社会復帰を促進することを目的とすること（第一条関係）。

第二 定義

一 この法律において「保護者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十条第一項又は第二十一条の規定により保護者となる者をいうものとする（第二条第一項関係）。

二 この法律において「対象行為」とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ及び傷害の行為に当たるものをいうものとする（同条第二項関係）。

三 この法律において「対象者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいうものとする（同条第三項関係）。

1 公訴を提起しない処分において、対象行為を行ったこと及び刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十九条第一項に規定する者（以下「心神喪失者」という。）又は同条第二項に規定する者（以下「心神耗弱者」という。）であることが認められた者

2 対象行為について、刑法第三十九条第一項の規定により無罪の確定裁判を受けた者又は同条第二項の規定により刑を減輕する旨の確定裁判（懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行

すべき刑期があるものを除く。)を受けた者

四 この法律において「指定医療機関」とは、指定入院医療機関及び指定通院医療機関をいうものとする(第二条第四項関係)。

五 この法律において「指定入院医療機関」とは、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定を受けた者の入院による医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院(その一部を指定した病院を含む。)をいうものとする(同条第五項関係)。

六 この法律において「指定通院医療機関」とは、入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた者の入院によらない医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。第四の二において同じ。)又は薬局をいうものとする(同条第六項関係)。

第三 裁判所

一 精神保健審判員は、厚生労働大臣が作成した名簿に記載されたこの法律に定める精神保健審判員の職務を行うのに必要な学識経験を有する医師(以下「精神保健判定医」という。)のうち、最高裁判所規則で定めるところにより地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに地方裁判所が任命するものとする(第六条関係)。

二 合議制

1 地方裁判所は、一人の裁判官及び一人の精神保健審判員の合議体で処遇事件を取り扱うものとする。ただし、この法律で特別の定めをした事項については、この限りでないものとする(第十一条第一項関係)。

2 対象行為を行ったと認められないことを理由とする申立ての却下等の裁判等は、1の合議体の構成員である裁判官のみとするものとする（同条第二項関係）。

3 1の合議体による裁判は、裁判官及び精神保健審判員の意見の一致したところによるものとする（第十四条関係）。

三 精神保健参与員は、厚生労働大臣が作成した名簿に記載された精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者のうち、地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに裁判所が指定するものとする（第十五条関係）。

第四 指定医療機関

一 指定入院医療機関の指定は、国、都道府県等が開設する病院であつて、厚生労働省令で定める基準に適合するものの全部又は一部について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行うものとする（第十六条第一項関係）。

二 指定通院医療機関の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行うものとする（同条第二項関係）。

第五 保護観察所

一 保護観察所は、精神保健観察の実施等の事務をつかさどるものとする（第十九条関係）。

二 精神保健観察官

1 保護観察所に、精神保健観察官を置くものとする（第二十条第一項関係）。

2 精神保健観察官は、精神障害者の保健及び福祉その他のこの法律に基づく対象者の処遇に関する専門的知識

に基づき、一の事務に従事するものとする（同条第二項関係）。

第六 審判

一 通則

1 決定又は命令をするについて必要がある場合は、事実の取調べをすることができるものとする（第二十四條第一項関係）。

2 意見の陳述及び資料の提出

(一) 検察官、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長は、処遇事件に係る申立てをした場合は、意見を述べ、及び必要な資料を提出しなければならないものとする（第二十五條第一項関係）。

(二) 対象者、保護者及び付添人は、意見を述べ、及び資料を提出することができるものとする（同条第二項関係）。

3 付添人

(一) 対象者及び保護者は、弁護士を付添人に選任することができるものとする（第三十條第一項関係）。

(二) 裁判所は、対象者に付添人がない場合であつて、特に必要があると認めるときは、職権で、弁護士である付添人を付することができるものとする（同条第三項関係）。

4 審判のため必要があると認めるときは、審判期日を開くことができるものとする（第三十一條関係）。

二 入院又は通院

1 検察官による申立て

(一) 検察官は、被疑者が対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることを認めて公訴を

提起しない処分をしたとき、又は第二の三の確定裁判があつたときは、当該処分をされ、又は当該確定裁判を受けた対象者について、継続的な医療を行わなくても心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれが明らかでないことを認める場合を除き、地方裁判所に対し、当該対象者の処遇についての決定をすることを申し立てなければならぬものとする。ただし、当該対象者について刑事事件の処理等に関する法令の規定による手続が行われている場合は、当該手続が終了するまで、申立てをしないことができるものとする（第三十三条第一項関係）。

(二) 検察官は、刑法第二百四条に規定する行為を行った対象者については、傷害が軽い場合であつて、当該行為の内容、当該対象者による過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の現在の病状、性格及び生活環境を考慮し、その必要がないと認めるときは、(一)の申立てをしないことができるものとする（同条第三項本文関係）。

2 鑑定入院命令

(一) 1の申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、対象者について、継続的な医療を行わなくても心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれが明らかでないことを認める場合を除き、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ終局決定があるまでの間在院させる旨を命じなければならぬものとする（第三十四条第一項前段関係）。

(二) (一)の命令による入院の期間は、当該命令が執行された日から起算して二月を超えることができぬものとする。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、通じて一月を超えない範囲で、決定をもって、この期間を延長することができるものとする（同条第三項関係）。

3 裁判所は、1(一)の申立てがあつた場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならぬものとする(第三十五条関係)。

4 裁判所は、処遇の要否及びその内容につき、精神保健参与員の意見を聴くため、これを審判に關与させるものとする。ただし、特に必要がないと認めるときは、この限りでないものとする(第三十六条関係)。

5 対象者の鑑定

(一) 裁判所は、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれの有無について、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命じなければならぬものとする。ただし、当該おそれが明らかにないと認める場合は、この限りでないものとする(第三十七条第一項関係)。

(二) (一)の鑑定を行うに当たっては、精神障害の種類、過去の病歴、現在及び対象行為を行った当時の病状、治療状況、病状及び治療状況から予測される将来の症状、対象行為の内容、過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の性格を考慮するものとする(同条第二項関係)。

6 裁判所は、保護観察所の長に対し、対象者の生活環境の調査を行い、その結果を報告することを求めることができるものとする(第三十八条関係)。

7 裁判所は、1(一)の申立てがあつた場合は、審判期日を開かなければならぬものとする。ただし、検察官及び付添人に異議がないときは、この限りでないものとする(第三十九条第一項関係)。

8 申立ての却下等

(一) 裁判所は、第二の三一の対象者について(一)の申立てがあつた場合において、対象行為を行ったと認められない場合又は心神喪失者及び心神耗弱者のいずれでもないことを認める場合は、決定をもって、申立てを却下しなければならないものとする(第四十条第一項関係)。

(二) 裁判所は、検察官が心神喪失者と認めて公訴を提起しない処分をした対象者について、心神耗弱者と認められた場合には、その旨の決定をしなければならないものとする。この場合において、検察官は、当該決定の告知を受けた日から二週間以内に、裁判所に対し、当該申立てを取り下げるか否かを通知しなければならないものとする(同条第二項関係)。

9 裁判所は、第二の三一の対象者について(一)の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、検察官及び付添人の意見を聴いて、対象行為を行ったと認められるか否かについての審理及び裁判を別の合議体による裁判所で行う旨の決定をすることができるものとする(第四十一条第一項関係)。

10 入院等の決定

裁判所は、(一)の申立てがあつた場合は、(五)の鑑定を基礎とし、かつ、対象者の生活環境等を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならないものとする(第四十二条第一項関係)。

- (一) 入院をさせて医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定
- (二) (一)の場合を除き、継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合 入院によらない医療を受けさせる旨の決定

(三) (一)又は(二)の場合に当たらないとき この法律による医療を行わない旨の決定

11 入院等

(一) 10一の決定を受けた者は、厚生労働大臣が定める指定入院医療機関において、入院による医療を受けなければならぬものとする(第四十三条第一項関係)。

(二) 10二の決定を受けた者は、厚生労働大臣が定める指定通院医療機関による入院によらない医療を受けなければならぬものとする(同条第二項関係)。

12 10二の決定による入院によらない医療を行う期間は、当該決定があつた日から起算して三年間とすること。

ただし、裁判所は、通じて二年を超えない範囲で、当該期間を延長することができるものとする(第四十条関係)。

13 裁判所は、この節の審判について、最高裁判所規則で定めるところにより当該対象行為の被害者等(被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。)から申出があるときは、その申出をした者に対し、審判期日において審判を傍聴することを許すことができるものとする(第四十七条第一項関係)。

14 裁判所は、8(一)又は10の決定をした場合において、最高裁判所規則で定めるところにより当該対象行為の被害者等から申出があるときは、その申出をした者に対し、対象者の氏名及び住居並びに決定の年月日、主文及び理由の要旨を通知するものとする。ただし、その通知をすることが対象者に対する医療の実施又はその社会復帰を妨げるおそれがあり相当でないと認められるものについては、この限りでないものとする(第四十八条第一項関係)。

三 退院又は入院継続

1 指定入院医療機関の管理者による申立て

(一) 指定入院医療機関の管理者は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、医療を受けさせるため入院をさせる旨の決定を受けて入院している者について、入院を継続して医療を行わなくても心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めることができなくなった場合は、保護観察所の長の意見を付して、直ちに、地方裁判所に対し、退院の許可の申立てをしなければならないものとする（第四十九条第一項関係）。

(二) 指定入院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定により入院している者について、入院を継続して医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認められる場合は、保護観察所の長の意見を付して、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定又は入院継続の確認の決定があつた日から起算して六月が経過する日までに、地方裁判所に対し、入院継続の確認の申立てをしなければならないものとする（同条第二項本文関係）。

2 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定を受けて入院している者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、退院の許可又はこの法律による医療の終了の申立てをすることができるものとする（第五十条第一項関係）。

3 裁判所は、1又は2の申立てがあつた場合は、これについて決定するものとする（第五十一条関係）。

四 処遇の終了又は通院期間の延長

1 保護観察所の長による申立て

(一) 保護観察所の長は、入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた者（三1又は2の申立てに基づく退院を許可するとともに入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた者を含む。以下同じ。）について、継続的な医療を行わなくても心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めることができなくなった場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、この法律による医療の終了の申立てをしなければならないものとする（第五十四条第一項前段関係）。

(二) 保護観察所の長は、入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた者について、当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長して継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、当該期間が満了する日までに、地方裁判所に対し、当該期間の延長の申立てをしなければならないものとする（同条第二項前段関係）。

2 入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、この法律による医療の終了の申立てをすることができるものとする（第五十五条第一項関係）。

3 裁判所は、1又は2の申立てがあつた場合は、これについて決定するものとする（第五十六条関係）。

五 再入院等

1 保護観察所の長による申立て

(一) 保護観察所の長は、入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた者について、入院をさせて医療を

行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めるに至つた場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、地方裁判所に対し、入院の申立てをしなければならぬものとする事（第五十九条第一項前段関係）。

(二) 入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた者が、指定通院医療機関による通院によらない医療を受ける義務に違反し、又は守るべき事項を守らず、そのため継続的な医療を行うことが確保できないと認められる場合も、(一と同様とすること（同条第二項本文関係）。

2 裁判所は、1の申立てがあつた場合は、これについて決定するものとする事（第六十一条関係）。

六 抗告

1 検察官、指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、地方裁判所の決定に対し、二週間以内に、抗告をすることができるものとする事。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができないものとする事（第六十四条関係）。

2 検察官、指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤りがあること、又は最高裁判所若しくは上訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り、抗告裁判所とした決定に対し、二週間以内に、最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする事。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができないものとする事（第七十条関係）。

第七 医療

一 医療の実施

1 医療の実施

- (一) 厚生労働大臣は、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定又は入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた者に対し、必要な医療を行わなければならないものとする（第八十一条第一項関係）。
 - (二) (一)の医療の範囲は、診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置及びその他の治療等とすること（同条第二項関係）。
 - (三) (一)の医療は、指定医療機関に委託して行うものとする（同条第三項関係）。
- 2 指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより1の医療を担当しなければならないが、その医療を行うに ついて厚生労働大臣の行う指導に従わなければならないものとする（第八十二条関係）
 - 3 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるものとし、その例によることができないとき又はこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによるものとする（第八十三条関係）。

二 精神保健指定医の必置等

- 1 指定医療機関（病院又は診療所に限る。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定医療機関に常時勤務する精神保健指定医を置かなければならないものとする（第八十六条関係）。
- 2 指定医療機関に勤務する精神保健指定医は、対象者の入院を継続して医療を行う必要があるかどうかの判定等の職務を行うものとする（第八十七条第一項関係）。

三 指定医療機関の管理者の講ずる措置

1 指定医療機関への入院等

(一) 指定入院医療機関の管理者は、病床（病院の一部について指定を受けている指定入院医療機関にあっては、その指定に係る病床）に既に医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定を受けた者が入院しているため余裕がない場合のほかは、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定を受けた者を入院させなければならぬものとする（第八十九条第一項関係）。

(二) 指定通院医療機関の管理者は、正当な事由がなければ、入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた者に対する入院によらない医療の提供を拒んではならぬものとする（同条第二項関係）。

2 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、裁判所及び他の医療施設に対し、必要な資料の提供を求めることができるものとする（第九十条関係）。

3 指定医療機関の管理者は、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定又は入院によらない医療を受けさせる旨の決定により当該指定医療機関において医療を受ける者の社会復帰の促進を図るため、その者の相談に応じ、その者に必要な援助を行い、並びにその保護者及び精神障害者の医療、保健又は福祉に関する機関との連絡調整を行うように努めなければならないものとする。この場合において、指定医療機関の管理者は、保護観察所の長と連携を図らなければならないものとする（第九十一条関係）。

四 入院者に関する措置

1 指定入院医療機関の管理者は、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定により入院している者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる

ものとする（第九十二条第一項関係）。

2 精神保健指定医は、その勤務する指定入院医療機関に医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定により入院している者の処遇が著しく適当でないとき、当該指定入院医療機関の管理者にその旨を報告することにより、当該管理者において当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置が採られるよう努めなければならないものとする（第九十四条関係）。

3 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定により指定入院医療機関に入院している者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、指定入院医療機関の管理者に対して当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることができるとすること（第九十五条関係）。

4 厚生労働大臣は、3の請求を受けたときは、当該請求の内容を社会保障審議会に通知し、当該入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない。同審議会は、当該審査を求められたときは、当該入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならないものとする（第九十六条第一項及び第二項関係）。

5 厚生労働大臣は、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇が著しく適当でないとき、当該指定入院医療機関の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることができるものとする（第九十八条関係）。

6 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定により指定入院医療機関に入院している者が無断で退去した

場合には、当該指定入院医療機関の職員は、これを連れ戻すことができるものとする（第九十九条第一項関係）。

7 指定入院医療機関の管理者は、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、当該指定入院医療機関に勤務する医師又は看護師による付添その他の方法による医学的管理の下に、当該指定入院医療機関の敷地外に外出又は外泊させることができるものとする（第一百条関係）。

8 保護観察所の長は、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定があつたときは、当該決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受けた者が、指定入院医療機関の管理者による三三に基づく援助並びに都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助を受けられることができるようあつせんする等の方法により、退院後の生活環境の調整を行わなければならないものとし、その援助が円滑かつ効果的に行われるよう、当該指定入院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができるものとする（第一百一条関係）。

五 国は、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担するものとする（第一百二条関係）。

第八 地域社会における処遇

一 処遇の実施計画

1 保護観察所の長は、入院によらない医療を受けさせる旨の決定があつたときは、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、その処遇に関する実施計画を定めなければならないものとする（第四百四条第一項関係）。

2 実施計画には、政令で定めるところにより、指定通院医療機関の管理者による医療、精神保健観察官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による第七の三に基づく援助、都道府県及び市町村による精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他当該決定を受けた者に対してなされる援助について、その内容及び方法を記載するものとする（同条第二項関係）。

3 保護観察所の長は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、実施計画について必要な見直しを行わなければならないものとする（同条第三項関係）。

4 入院によらない医療を受けさせる旨の決定があつた場合における医療、精神保健観察及び援助は、実施計画に基づいて行わなければならないものとする（第二百五条関係）。

二 精神保健観察

1 精神保健観察

(一) 入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた者は、当該決定による入院によらない医療を行う期間中、精神保健観察に付するものとする（第百六条第一項関係）。

- (二) 精神保健観察は、精神保健観察に付されている者と適当な接触を保ち、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求めるとして、当該決定を受けた者が必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守るなどの方法によって実施するものとする（同条第二項関係）。
- 2 精神保健観察に付された者は、速やかに、その居住地を管轄する保護観察所の長に当該居住地を届け出るほか、一定の住居に居住すること等法定の事項を守らなければならないものとする（第一百七条関係）。

三 連携等

1 関係機関相互間の連携の確保

- (一) 保護観察所の長は、医療、精神保健観察、第七の三の援助及び精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助が、実施計画に基づいて適正かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長との間において必要な情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めなければならないものとする（第百八条第一項関係）。

- (二) 保護観察所の長は、実施計画に基づく適正かつ円滑な処遇を確保するため必要があるときは、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができるものとする（同条第二項関係）。

- 2 保護観察所の長は、個人又は民間の団体が入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた者の処遇の円滑な実施のため自発的に行う活動を促進するとともに、これらの個人又は民間の団体との連携協力の下、当該

決定を受けた者の円滑な社会復帰に対する地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならないものとする
こと（第百九条関係）。

四 報告等

1 保護観察所の長に対する通知等

(一) 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた者について、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、直ちに、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならないものとする（第百十条第一項関係）。

(1) 継続的な医療を行わなくても心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めることができなくなったとき。

(2) 入院をさせて医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めるに至ったとき。

(二) 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた者について、当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長して継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合は、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならないものとする（同条第二項関係）。

2 指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長は、入院によらない医療を受けさせる旨の決定

を受けた者について、指定通院医療機関による入院による医療を受ける義務に違反する事実又は精神保健観察に付された者が守るべき事項を守らない事実があると認めるときは、速やかに、保護観察所の長に通報しなければならぬものとする（第百十一条関係）。

五 国は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し専門的知識に基づくより適切な処遇を行うことができるようにするため、保護観察所等関係機関の職員に専門的知識を有する人材を確保し、その資質を向上させるように努めなければならないものとする（第百十三条関係）。

第九 その他

刑事事件に関する手続等との関係について、所要の規定を整備すること（第百十四条及び第百十五条関係）。

第十 罰則

精神保健審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあつた者がこの法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らす行為等について、所要の罰則を整備すること（第百七条ないし第百二十一条）。

第十一 附則

一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、精神保健審判員の任命及び精神保健参与員の指定に必要な行為に関する規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする（附則第一条関係）。

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の整備を行うこと（附則第二条ないし第七条）。